

米子市監査委員告示第5号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 矢田貝 香 織

1 監査の対象

- (1) 地域生活課
- (2) よどえまちづくり推進室

2 監査の範囲

主として平成29年4月1日から平成30年1月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成30年3月27日

4 監査を執行した監査委員

陶山 晃・野坂正史・矢田貝香織

5 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

6 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、

必要に応じ実査した。

7 監査対象の概要及び監査の結果

監査対象の概要及び監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

[地域生活課]

1 監査対象の概要

地域生活課の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 淀江地域審議会に関すること。
- (2) 庁内及び構内の管理及び取締りに関すること。
- (3) 庁内の電話、電気、機械その他の設備の管理に関すること。
- (4) 庁舎等の営繕に関すること。
- (5) 文書管理に関すること。
- (6) 事務用機器の管理に関すること。
- (7) 防災行政無線に関すること。
- (8) 戸籍に関すること。
- (9) 住民基本台帳に関すること。
- (10) 印鑑登録に関すること。
- (11) 埋火葬の許可に関すること。
- (12) 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。）をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関すること。
- (13) 市税に係る申告書及び届出書に関すること。
- (14) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。
- (15) 市税及び県民税の徴収並びに税の証明（法人営業証明を除く。）に関すること。
- (16) 固定資産税課税台帳の閲覧に関すること。
- (17) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関すること。
- (18) 特別医療に関すること。
- (19) 国民健康保険に関すること。
- (20) 国民年金に関すること。
- (21) 環境保全に関すること。

- (22) 廃棄物処理に関すること。
- (23) 生活保護申請等（傷病届を除く。）の受付に関すること。
- (24) 障がい者の福祉に関すること。
- (25) 在宅介護に関すること。
- (26) 高齢者の福祉に関すること。
- (27) 介護保険に関すること。
- (28) 災害援護事務に関すること。
- (29) 保育所への入所及び保育所からの退所に関すること。
- (30) 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関すること。
- (31) 母子家庭及び父子家庭の福祉に関すること。
- (32) 犬の登録に関すること。
- (33) 農業の振興に関すること。
- (34) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）により市が処理することとされた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）に基づく事務に関すること。
- (35) 土地改良事業に関すること。
- (36) 農業用施設の補修に関すること。
- (37) 林業の振興に関すること。
- (38) 森林の保全及び市有林の管理に関すること。
- (39) 緑化の推進に関すること。
- (40) 地籍調査に関すること。
- (41) 都市計画の案の縦覧並びに都市計画図の閲覧及び販売に関すること。
- (42) 市有街灯に関すること。
- (43) 市営住宅の修繕及び管理に関すること。
- (44) 下水道使用料、汚水処理場使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道特別使用分担金の徴収に関すること。
- (45) 農業集落排水事業分担金及び農業集落排水施設使用料の徴収に関すること。
- (46) 淀江支所における出納に関すること。

また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年1月末日

現在)は別表1のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

- ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。
- イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。
- ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。
 - (ア) 諸収入においては、適正に処理されていた。
 - (イ) 使用料及び手数料及び県支出金においては、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 需用費に関する支出事務については、修繕に係る業者選定のりん議、予定価格調書及び業務完了届において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 賃借料に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- コ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- シ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

- ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、地域生活課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項は符合した。
- イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便切手類出納（受払）簿を基に、現品と照合した結果、数量は符合しており、施錠することができる場所に保管されていた。

[よどえまちづくり推進室]

1 監査対象の概要

よどえまちづくり推進室の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 青少年ゆめ基金事業に関すること。
- (2) 産業、観光及び文化の振興に関すること。
- (3) 伯耆古代の丘公園に関すること。
- (4) 本宮名水の杜に関すること。
- (5) 淀江温浴施設に関すること。
- (6) 淀江農林産物直売施設に関すること。
- (7) 上淀白鳳の丘展示館に関すること。

また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年1月末日現在）は別表2のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 収入に関する事務については、使用料において、調定決議書の作成を遅延しているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

エ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

た。

コ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、よどえまちづくり推進室の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、借り受けた不動産について、公有財産台帳に登録していないものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

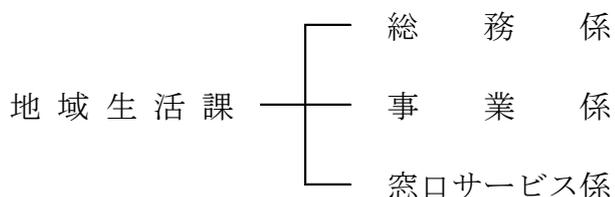
イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

〔地域生活課〕

別図1 組織図



別表1 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成30年1月末日現在)

歳入

(単位：円、パーセント)

費目	A		B		C		C/A	C/B
	予算額	現額	調定額	収入額	収入未済額	収入未済額		
総務使用料	753,000		678,277	442,099	236,178	58.7	65.2	
総務手数料	5,632,000		4,892,250	4,848,300	43,950	86.1	99.1	
衛生手数料	17,000		12,600	12,600	0	74.1	100.0	
農林水産業手数料	100,000		83,000	83,000	0	83.0	100.0	
農林水産業費 県補助金	6,396,000		0	0	0	0.0	—	
弁償金	1,000		600	600	0	60.0	100.0	
雑入	2,850,000		1,458,329	1,458,269	60	51.2	100.0	
合計	15,749,000		7,125,056	6,844,868	280,188	43.5	96.1	

歳 出 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
一 般 管 理 費	20,223,840	17,301,310	15,905,547	4,318,293	78.6	91.9
企 画 費	378,000	84,000	84,000	294,000	22.2	100.0
戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	78,000	58,255	53,854	24,146	69.0	92.4
農 業 総 務 費	2,449,000	2,428,574	2,428,574	20,426	99.2	100.0
農 地 費	1,100,000	1,034,640	1,034,640	65,360	94.1	100.0
地 籍 調 査 事 業 費	9,991,000	9,005,277	855,131	9,135,869	8.6	9.5
土 木 総 務 費	67,000	35,603	30,029	36,971	44.8	84.3
住 宅 管 理 費	815,000	675,379	672,009	142,991	82.5	99.5
合 計	35,101,840	30,623,038	21,063,784	14,038,056	60.0	68.8

[よどえまちづくり推進室]

別図2 組織図

よどえまちづくり推進室

別表2 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成30年1月末日現在)

歳 入 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
商 工 使 用 料	9,000	52,411	52,411	0	582.3	100.0
利 子 及 び 配 当 金	9,000	0	0	0	0.0	-
基 金 繰 入 金	5,849,000	0	0	0	0.0	-
商 工 債	14,200,000	0	0	0	0.0	-
合 計	20,067,000	52,411	52,411	0	0.3	100.0

歳 出 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
企 画 費	5,858,000	5,849,000	5,849,000	9,000	99.8	100.0
観 光 費	47,213,000	43,717,183	41,912,613	5,300,387	88.8	95.9
合 計	53,071,000	49,566,183	47,761,613	5,309,387	90.0	96.4